

第 3 6 号議案

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	34	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱い
調 整 内 容			
<p>高齢者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 生きがいデイサービスについて 生きがいデイサービスについては、当面現行どおりとする。新市において、現行各市町の基準を調整のうえ、継続して実施する。</p> <p>(2) 生活支援ホームヘルプについて 生活支援ホームヘルプについては、合併までに基準の調整を図り、新市で統一した制度で実施する。</p> <p>(3) 配食サービスについて 配食サービスについては、制度が充実している北野町の例を基本に統一する。ただし、合併年度については現行どおりとする。なお、昼間独居者への個人負担については今後検討する。</p> <p>(4) 介護用品支給について 介護用品支給については、当面現行どおりとし、新市において統一化に向け調整を図る。</p> <p>(5) 家族介護慰労金について 家族介護慰労金については、新市においても継続して実施する。額については4町の額を引き上げ、久留米市の額(年間12万円)に統一する。ただし、現在北野町、城島町及び三瀬町で実施されている介護手当事業については、当面現行どおりとし、新市において廃止の方向で検討する。</p> <p>(6) 老人クラブについて 老人クラブについては、補助基準に大きな開きがあるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。</p> <p>(7) 老人憩いの家について 老人憩いの家については、設置基準や管理運営形態に差があるため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。</p> <p>(8) 敬老祝金について 敬老祝金については、対象者や金額の差が大きいため、当分の間現行どおりとし、新市で統一に向け調整を図る。</p>			